

再生可能エネルギー電力買取サービス規約
(発電側課金制度開始に伴う規約の追加および修正)

この電力買取サービス規約は、株式会社グローバルエンジニアリング（以後当社と記載）が提供致します電力買取サービスにつき、管轄電力会社が維持、運用する供給設備に該当の再生可能エネルギー発電設備を連系し、お客様が運用される該当再生可能エネルギー発電設備から発生されます電力を当社に供給し、当社がこれを調達する場合におけるお客様と当社との間での電力受給に関する契約の契約条件を定めさせていただきますものです。

I. 総則

<定義>

次の言葉は、本規約において、それぞれの意味で使用します。

(1) お客様

本規約に基づいて当社と受給契約を結ぶ予定又は既に結んだ法人又は個人

(2) 管轄電力会社

お客様が保有する発電設備の所在する地域を供給範囲とする一般電気事業者

(3) 再エネ特措法（再生可能エネルギー特別措置法）

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法

(4) 関係法令

該当する条約、法律、政令、省令、規則、告示、判決、通達、ガイドライン、監督当局における指導、勧告又はこれに相当するもの

(5) 該当再生可能エネルギー発電設備

再生可能エネルギーを電気に変換する設備及び附属設備

(6) 検針日

管轄電力会社が受電用計量器の値を実際に確認する日であり、管轄電力会社が事前に決定した日

(7) 計量日

記録型計量器に最大需要電力および使用電力量等が記録される日であり、当社が事前にお客様へ通知した日

(8) 本契約

本規約に基づき当社とお客様の間に結ばれる契約であり、お客様が当社に該当再生可能エネルギー発電設備から発生する電気を供給し、当社がこれを調達する受給契約

(9) 受給電力

お客様の該当再生可能エネルギー発電設備から発生する電力であり、当社が本契約に従い調達するもの

(10) 最大受電電力

当社が受電する電力の最大値

(11) 設備認定

再エネ特措法第6条第1項に定める設備の認定

(12) 余剰電力

お客様の該当再生可能エネルギー発電設備で作られた電気のうち、自家消費分を差し引いた余りの電力を指します。

(13) 卒FIT

経済産業省・資源エネルギー庁が定めた固定価格買取制度の対象期間が終了した発電設備を指します。

(14) 発電契約者

託送供給等約款にもとづいて、一般送配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結する者を指します。

(15) 発電量調整供給契約

託送供給等約款に定める発電量調整供給を行うにあたり、一般送配電事業者と当社との間で締結する契約を指します。

(16) 発電側課金制度

託送料金の一部（系統連系受電サービス料金を含む託送供給等約款に定める発電者に係る料金）を系統利用者である発電者にもご負担いただく制度を指します。

(17) 系統連系受電サービス料金

発電側課金制度にもとづき発電者が負担する費用を指します。

(18) 系統連系受電契約

一般送配電事業者が系統連系受電サービス料金の支払いを発電者に請求するにあたり、託送供給等約款にもとづき、当社が一般送配電事業者を代理して発電者との間で締結する契約を指します。

第1条：規約適用範囲

本規約は、該当の再生可能エネルギー発電設備（蓄電池設備を含む）から発生する余剰電力の全量を当社へ売電することを希望されるお客様を対象として適用されます。また、契約期間中にVPP事業に関する契約を他社と行わないお客様を対象と致します。

第2条：本規約変更、本サービスの提供中止

当社は、再エネ特別措置法その他の関係法令などの改正が実施された場合やその他の規約変更の必要が生じた場合において、本規約を改定することがあります。この場合における本契約の条件は、改定後の本規約に従います。

また、当社は予告なしに本サービスの提供を停止または中止する場合があります。

第3条：規定単位、端数処理

最大受電電力及び受給電力量の単位は、それぞれ1キロワット (kW) 及び1キロワット時 (kWh) とし、その端数は、いずれも小数点第1位以下を四捨五入します。料金その他の計算における合計金額の有効最小単位は1円とし、小数点以下は切り捨てます。

II. 契約申込

第4条：契約申込

お客様が当社と本契約を結ぶ場合、事前に本規約を承認の上、必要情報を当社ホームページの規定フォームより送信、もしくは必要書類の取付を郵送対応よって、申込をしていただきます。

お客様が本申込前に、当社と異なる電気事業者と該当再生可能エネルギー発電設備に係る電力受給契約を結んでいた場合、本申込をもって、管轄電力会社が当社に対し、本契約の申込みに必要なお客様の情報を提供することに同意したものとみなします。

関係法令の規定又は電気を受給状況、供給設備の状況その他やむを得ない事由に基づき、申込をお断りすることがあります。

第5条：本契約の成立、契約単位及び契約期間

本契約は、第4条に基づく申込に対し、当社が承諾した時点で成立します。また、契約期間中に電力供給の状態や設備認定内容などに不相当と認められる場合、当社は直ちに適正な条件による契約へ変更することがあります。当社は本規約を変更する場合、お客様に電子メールにより通知する方法、Webサイトへ掲示する方法、書面により通知をする方法、又はその他の当社が適当であると判断する方法によりその内容をご説明いたします。なお、当社がお客様に対し電子メールにより通知をする場合は、第4条(契約申込)に基づき当社に提出する申込書に記載された宛先へ通知するものとし、当該電子メールの到達に合理的に必要な時間の経過をもって到達したものとみなします。また、Webサイトへ掲示する方法により通知する場合には、当該Webサイトへの掲示をもって通知が到達したものとみなします。なお、当社がお客様に対し書面により通知をする場合は、第4条に基づき当社に提出する申込書に記載された住所へ送付するものとし、当該書面の到達に合理的に必要な時間の経過をもって到達したものとみなします。

契約単位は、1発電場所につき、1受給契約を結ぶものとします。

契約期間は、受給期間から1年間経過後の最初に行われる検針日前日までとし、契約期間満了日の翌日から再度1年後の検針日前日までの期間に対して、お客様から更新日の4か月前に自動更新停止の通知がない限り同一条件で自動的に更新されるものとします。

第6条：電力受給の開始

当社は、お客様からの本契約申し込みを承諾した時点で、管轄電力会社との協議を行い、電力の受給開始日を決定し、必要な手続きを完了次第、電力受給を開始します。但し、天候や電気受給状況などの事情でやむを得ない場合は、管轄電力会社との再度の協議の上で受給開始日を決定するものとします。

第7条：電力受給に関するご誓約事項 電力受給契約を当社と結ぶにあたり、以下のご誓約事項をお守りいただけるようお願いいたします。

- ① お客様は、該当再生可能エネルギー発電設備と管轄電力会社との連系に当たり、電気設備に関する技術基準を定める省令、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインその他一切の適用法令を遵守するとともに、当該適用法令に変更がある場合、当該変更に従って遵守していただきます。
- ② お客様は、当社、又は管轄電力会社より、人身、設備上の安全確保のために発電設備の停止を依頼された場合は、発電設備を停止することとします。
- ③ お客様は、人身、設備の安全確保と電力受給の円滑なやりとりのため、定期的な点検と維持を義務付けるものとします。
- ④ お客様の発電設備に対して管轄電力会社から、系統接続又は系統運営に必要な場合において何らかの要望がある場合、お客様の責任及び費用負担にて必要な対策、処置を行っていただきます。例として、管轄電力会社の低圧配電系統の常時電圧変動が規格値になるように自動電圧調整装置などの機器を設置する必要がある場合、管轄電力会社の行う工事や作業によりお客様の発電設備の解列が必要となる場合、管轄電力会社の設備がお客様の発電設備の保全の影響を与えるために設備変更を行う場合などがこれに該当します。
- ⑤ お客様が該当発電設備に直接影響を及ぼすような物の設置、敷地内の修繕を行い、実際に影響が出た場合は、その旨を必ず当社と管轄電力会社に連絡していただきます。その場合、当社にて保安上問題がないかどうかを確認させていただくとともに、必要に応じて本契約の変更を行う可能性があります。
- ⑥ お客様が、受電用計量器やその敷地内の電気工作物に異常、故障又はそのおそれを認知された場合若しくは発電設備に事故や緊急事態などが生じた場合は、早急に当社と管轄電力会社様にご連絡頂くもの

とします。

- ⑦ お客様は、管轄電力会社が定める託送供給約款における発電者に関する事項を遵守するとともに、管轄電力会社からの給電命令、通知、要望などに従うこととします。
- ⑧ 当社及び管轄電力会社は、託送供給におきまして、受電供給契約の中で必要な機器の取り扱いに関して協議することがあります。
- ⑨ 固定価格買取制度を満了した再生可能エネルギー発電設備を系統連系していただくこととします。
- ⑩ 当該発電設備から発電される電力のうち、自ら消費する電力を除いた電力（当該発電設備から発生する電気）を、買取契約にもとづく買取の対象とすることについて承諾していただきます。
- ⑪ 当社と一般送配電事業者との間の発電量調整供給契約による、系統連系受電契約にもとづき、当社が一般送配電事業者の代理として系統連系受電サービス料金の回収業務をすることを合意し、以後系統連系受電契約にもとづき、系統連系受電サービス料金を支払うことを承諾していただきます。

III. 系統連系受電契約

系統連系受電契約の成立

当社は、一般送配電事業者を代理して、発電者との間で系統連系受電契約を締結することにより、発電者にご負担いただく系統連系受電サービス料金についての一部業務を代理いたします。

系統連系受電契約の請求対象

(1) 『2024年4月以降に、FITまたはFIPの新規認定を取得し、同時最大受電電力が10kW以上の発電契約』、『FITまたはFIP認定を取得せず、同時最大受電電力が10kW以上の発電契約』、どちらかに該当するご契約が発電側課金のご請求対象となります。なお、2024年3月末までにFITまたはFIP認定を取得されたご契約におかれましては、当該認定による買取期間または交付期間が終了するまでの間はご請求対象外となります。

(2) 同時最大受電電力が10kW未満の電源については、2024年4月の制度開始時点では系統連系受電サービス料金のご請求対象外となります。ただし、将来的に10kW未満の電源についても、系統連系受電サービス料金のご請求対象となる場合には、ご案内した内容でご請求させていただきます。また、実際の発電電力が10kW以上となった場合につきましても、その超過kWに基本料金の単価を乗じて得た金額の1.5倍に相当する額および電力量料金を契約超過金としてご請求させていただきます。

系統連系受電契約の変更

(1) 発電者が新たに系統連系受電契約の締結を希望される場合または当該契約の内容に変更が生じる場合、発電者は、当該契約の締結または変更について、当社にお申し出いただけます。

(2) 当社は、一般送配電事業者に対し、前項で発電者からお申し出いただいた内容にもとづく発電量調整供給契約の新規のお申込みおよび変更に対応いたします。

系統連系受電契約の解約

(1) 発電者が、期日までに系統連系受電サービス料金をお支払いされなかった場合は、系統連系受電契約の解約とともに系統からの解列となる場合があります。

(2) 一般送配電事業者は、発電者との系統連系受電契約を解約する場合、併せて、発電者の発電場所に係る発電量調整供給契約を変更いたします。

(3) 発電者は、系統連系受電契約の消滅後に接続された電気を一般送配電事業者が無償で受電することについて承諾していただきます。

系統連系受電サービス料金の支払い方法

- (1) 当社は、系統連系受電契約にもとづき、系統連系受電サービス料金、延滞利息および契約超過金（以下、「系統連系受電サービス料金等」といいます。）の代理回収業務を実施いたします。
- (2) 原則、一般送配電事業者がお客様に請求された系統連系受電サービス料金等と当社がお客様にお支払いする受給電力の料金が相殺可能な場合は、その対象月毎に系統連系受電サービス料金等を相殺した上で、『第10条：料金に関する条件』に従って需給電力料金をお支払いいたします。
- (3) お客様が(2)を受諾されない場合、当社はお客様にお支払いする受給電力の料金の支払いと、系統連系受電サービス料金の請求を個別に分けて対応いたします(個別請求対応)。
- (4) お客様が(3)を望まれた場合、お客様は系統連系受電サービス料金等を検針日の翌日から起算して30日(暦日)以内に当社指定の口座に請求書毎にお振込みいただきます。その際、振込手数料が発生した場合はお客様でのご負担となります。
- (5) お客様が(3)を望まれ、支払期日を超えて当社指定の口座にお振込みいただいた場合、当月分の委託費用前払請求権は消滅するため、返金対応をさせていただきます。その際、振込手数料が発生した場合はお客様でのご負担となります。また、前述から以降の該当請求対応は各一般送配電事業者にて対応いたします。
- (6) 一般送配電事業者がお客様に請求された系統連系受電サービス料金等と当社がお客様にお支払いする受給電力の料金が相殺不可能な場合につきましては、当社は受給電力の料金のお支払い業務のみ対応となり、系統連系受電サービス料金の請求業務は各一般送配電事業者での対応となります。
- (7) お客様が(6)の事項となられた場合(相殺不可)、当社は各所管の一般送配電事業者に対し、お客様の住所・電話番号などの連絡先を報告させていただきます。お客様が複数の発電・蓄電設備をお持ちの場合は各設備の連絡先ではなく、契約時、またはそれ以降にご申告いただきました一か所の請求の連絡先に統一して報告をさせていただきます。
- (8) 系統連系受電サービス料金等の基本料金や割引単価等、詳しい内容については、各一般送配電事業者が経済産業大臣に申請しております託送供給等約款をご確認ください。

IV. 料金算定、支払

第8条：受給電力対象

管轄電力会社の供給設備と連系する該当再生可能エネルギー発電設備から発生する電気の余剰電力を受給電力の対象とします。

第9条：受給電力量計量

受給電力量は、受電用電力量計および受電用計量器により計量するものとし、新たに設置する場合はお客様の費用負担にて設置していただきます。受電用計量器の検針については、検針日、計量日に管轄電力会社の実施致します。受電用電力量計又は受電用計量計に故障が生じたときの期間内受給電力量については、当社と管轄電力会社での協議によって決定するものとし、

また、当社又は管轄電力会社から委託を受けて検針、修理、交換、検査などを行う者は、お客様の発電設備敷地内に立ち入ることができるものとし、

第10条：料金に関する条件

本規約における当社とお客様の受給電力の料金に関する条件を以下のように定めさせていただきます。

- ① 料金の発生日については、受給開始日からの適用となります。
- ② 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日前日までの期間とさせていただきます。但し、受給開始時及び本契約解約時での料金算定期間は、それぞれ受給開始時直後の検針日前日までの期間及び直前の検針日から終了日前日までの期間とさせていただきます。
- ③ 計量日をお知らせさせていただいた場合においては、前述②の「検針日」の部分に「計量日」が該当するような算定期間とさせていただきます。
- ④ 前述②、③に規定しました料金の算定期間1か月分の受給電力量に、以下の（i）の金額を乗じて得た金額と致します。但し、再エネ特措法やその他関連法令の改正などの事情により、当社は（i）の規定に関して変更する場合がございます。規定変更後の適用に関しましては、改定後の最初の検針日以降の検針期間とさせていただきます。

（i）9.5円/kWh

※（i）の価格には消費税相当額を含みます。

※余剰電力の環境価値（グリーン証明・非化石価値）は買取側に付随します。

- ⑤ 当社はお客様に対し、3か月ごとの検針期間分料金を以下の表Aの日程にて、検針日翌月末にお客様が登録された指定金融機関銀行口座にお振込みさせていただきます。但し、何らかの事由で管轄電力会社から当社への受電電力量の通知が遅延する等の際は、振込が遅延する場合もございます。

1月検針日～3月検針日分

4月末入金

4月検針日～6月検針日分

7月末入金

7月検針日～9月検針日分

10月末入金

10月検針日～12月検針日分

翌年1月末入金

※一部例外を除く

V. 電力受給

第11条：安全のための立ち入り業務実施

当社、管轄電力会社の者、又はこれらの者から委託を受けた者は、本契約に係る電気工作物の調査、設計、工事、改修、確認、検査など、並びに第12条、第16条及び第17条により必要な業務を実施するために、お客様の承諾の上で発電設備などの設置敷地内に立ち入らせていただく場合がございます。前述に該当する場合、正当な理由がないときは了承させていただきます。

第12条：電力受給停止、制限、中止

管轄電力会社又は特定電気事業者がお客様に電力を供給している場合において、お客様若しくは供給事業者の債務不履行により電気の供給若しくは接続供給が停止されたとき、当社はお客様からの電力受給を

停止します。

当社と管轄電力会社の接続供給契約により電気の供給が中止され、お客様の電気の使用が制限又は中止された場合、当社はお客様からの電力受給を制限若しくは中止する場合があります。

お客様が、管轄電力会社によって定められる託送供給約款における遵守事項を遵守せずに接続供給を停止された場合、当社はお客様からの電力受給を停止します。

第13条：損害賠償

お客様、若しくは当社が、本件での電力受給において、相手方や第三者に対して自らの責めに帰すべき理由で損害を与えた場合、賠償の責めを負うものと致します。

受給開始日の変更や中止などをした場合で、それが当社の故意や過失によるもの以外は、当社はおお客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。

お客様が第12条、第16条及び第18条によって本契約を解約した場合、当社はおお客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。

当社に故意または過失がある場合を除き、当社は、お客様が漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。

お客様の発電設備などにおける電圧上昇の制御機能などの動作で受給電力量が減少した場合、当社は、減少分の補償の責めを負いません。

VI. 契約変更、解約

第14条：契約変更

お客様が本契約の変更を希望される場合は、当社所定の契約変更手続きを行っていただきます。また、以下に挙げる項目に該当する場合は、事前にその旨を当社にご連絡の上、当社所定の方法にて申し出ていただきます。

- ① 発電設備等の全部又は一部を変更希望の場合
- ② 該当発電設備の制御方法又は配線などの変更希望の場合
- ③ 本契約の再生可能エネルギー発電設備が再エネ措置法に基づき変更認定を受ける場合
- ④ 本契約において、請求などの連絡先の変更希望の場合

第15条：名義変更

お客様が本契約の名義変更を希望される場合は、当社所定の名義変更手続きを行っていただきます。また、相続、その他要因により、新たなお客様が、本契約についてのすべての権利義務を引き継ぎ、本契約の継続を希望される場合、名義変更の手続きを行っていただき、当社へ書面にて申し出ていただくものとします。

第16条：お客様の解約権

お客様は、本契約の解約希望日から4か月前までに当社指定の解約申込書を提出することで本契約を解除できます。但し、廃止に係る解約についてはこの限りではありません。

前述に基づき4か月前までにお客様から指定の解約申込書が提出された場合、当社は管轄電力会社と協議の上で本契約の解約日を決定し、該当日にお客様の発電設備において、電力受給の終了の措置を行います。

本契約は、前述で定められた解約日に終了します。

第17条：当社の解除権

当社は、お客様に対して、以下に示します事項のいずれかが生じた場合、お客様への通知なしで直ちに本契約を解除することができます。このときお客様は、当社に対して、解除により生じた損害などに関する請求は一切できないものとします。

- (1) 破産、民事再生、会社更生など手続き、又は特別清算もしくは倒産関連法規に基づく手続開始の申し立てや解散の決議を行った場合
- (2) 設備認定の取り消し、変更認定、又はそのほかの理由によって適用範囲から外れることとなった場合。
- (3) 第12条によって電力受給を停止されたお客様が定めた期日までにその理由となる事実を解消しない場合
- (4) 第22条に違反する場合
- (5) お客様が本規約の債務不履行に該当する場合
- (6) お客様が他の受給契約の債務不履行に該当する場合
- (7) 発電設備の更新を申し込まないなど、適正契約の変更に応じない場合
- (8) 立ち入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合
- (9) 発電者が、買取契約の要件に定める買取契約の要件のいずれかを満たさず、または満たさなくなる場合や、発電者が買取約款によって支払いを要することとなった債務（系統連系受電契約にもとづき一般送配電事業者に対して負担する系統連系受電サービス料金の支払いその他の義務を含みます）を支払わない場合

当社は、3カ月前にお客様に通知することにより、本契約の全部、又は一部を解除することができるものとします。

当社が解除を実施する場合は、管轄電力会社と協議して解除日を決定し、該当日にお客様の発電設備において、電力受給終了の措置を取らせていただきます。

お客様が正式な解除手続きを行わず、設置場所から移転するなど当社に電気供給されていないことが判明した場、当社が電力受給を終了させる措置をとった日に本契約は終了したものとします。

第18条：不可抗力免責事項

お客様および当社は、地震などの天災、戦争、暴動などを含む通常生活を困難とするような非常事態が生じるような不可抗力により、本契約の実行が不可能となった場合は、互いに損害賠償義務を負わないこととします。前述における場合、本契約の解約を行うことができますが、解約に伴い生じる損害については賠償責任を負わないこととします。

電気受給状況などにより、管轄電力会社が自動電圧調整装置などの動作を行った際に生じるお客様の損害、損失に対して、当社は賠償責任及び補償責任を負わないものとします。

第19条：債権債務

本契約期間中の料金その他の債権債務は、本契約の中止、終了によっては消滅しません。

VII. その他事項

第20条：守秘義務

お客様は、本契約自体、本契約に付随して作成した書類などの存在、内容に関する情報を、当社の事前承諾なしに第三者に開示しないものとします。ただし、法令上の根拠に基づく場合若しくは官公庁からの正当な目的による開示要請がある場合は除きます。

第21条：法令に基づく報告

当社は、再エネ特措法、その他関係法令に従い、電力受給実績などの報告を行うものとします。

第22条：暴力団排除条例に基づく対応事項

各都道府県で定められる暴力団排除条例に従い、以下の対応をさせていただきます。

お客様は、当社に対し、本件契約時において、お客様（お客様が法人の場合は、代表者、役員、または実質的に経営を支配する者を含む）が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約していただきます。

お客様は、当社が前項に該当するか否かを判定するために調査を要すると判断した場合、当社の求めに応じてその調査に協力し、これに必要と当社が判断する資料を提出いただきます。

当社は、お客様が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告その他の手続を要することなく、本件契約を即時解除することができます。

当社が、前項の規定により、本件契約を解除した場合には、当社はこれによるお客様の損害を賠償する責を負いません。

当社が本条に基づき本件契約を解除した場合、当社からお客様に対する損害賠償請求は妨げられません。

第23条：特別協議

万が一、本規約に規定されていない特別な状況、事情が生じた場合は、お客様と当社の間で協議を行い、その対応に当たるものとします。

制定日 2019年 7月 11日

改定日 2024年 3月 15日

© 株式会社グローバルエンジニアリング

※掲載文面はすべて株式会社グローバルエンジニアリングがその著作権を持つものです。